

公 表 第 16 号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市企業管理者から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年8月27日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

平成26年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

基金の管理と運用について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
13	出納室	出納室	<p>第3章 基金の管理と運用について</p> <p>11. 監査の結果及び意見</p> <p>(2) 公金管理運用委員会の議事録を作成すべきである。(意見)</p> <p>公金管理運用委員会は平成24年4月1日に設置されてから、月に1回程度の頻度で必要に応じて開催されているとのことであるが、議事録は作成されていない。具体的な運用の方針や、決定に至った過程を議事録として残しておくことは後日の貴重な参考資料となる。異動により担当者が代わった場合など特に貴重な資料となるものである。何より、委員会が形骸化しないようにするために議事録を作成すべきである。</p>	意見	平成27年度より、委員会を開催した日時、出席者、概要などを記載した委員会録を作成しています。
65	市民文化部	文化振興課 文化財保護課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>6. 久留米市ふるさと文化創生基金</p> <p>7 意見</p> <p>久留米市が寄附を受けた場合、文化芸術振興に係る寄附金は文化振興課が、また、文化財の保護・活用に係る寄附金は文化財保護課が窓口となって受領し、最終的に「久留米市ふるさと文化創生基金」としてひとつにまとめられている。このように、同基金の中に、活用目的が異なる寄附金が混在しているので、既に行われている基金内での区分管理を、今後も徹底していく必要がある。</p>	意見	ご意見のとおり、基金内での区分管理を、今後も徹底していきます。
80	市民文化部	体育スポーツ課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>9. 久留米市スポーツ振興基金</p> <p>7 意見</p> <p>また、「久留米市スポーツ振興基金」の設立当時の経緯や新規積立の財源及び財団法人久留米市体育協会(現、公益財団法人久留米市体育協会)の設立に向けた出損金としての50,000,000円の取崩し等に関する正式な記録(決裁文書など)は、文書の保存期間を超えているため残っていなかった。よって今後は、資料をデータベース化するなどして、決裁文書等の公文書の内容をデータとして永久保存していくことを検討すべきであると考える。</p>	意見	スポーツ振興基金に関する文書等に関しては、常用の継続保存フォルダで管理するとともに、今回の監査を機に過去の紙台帳をデータ化して管理することとしました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
112	都市建設部	住宅政策課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>17. 久留米市営住宅整備基金</p> <p>5 結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成22年度(平成21年度の出納整理期間中)に151百万円の積立てが行われているが、当該積立てに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。(久留米市文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきである。</p>	指摘	<p>市営住宅整備基金に積み立て等を行う際には、このような事態が生じないよう関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。</p>
120	総合政策部	財政課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>19. 退職手当基金</p> <p>4 意見</p> <p>退職手当基金は、主要4基金と異なり、地方自治を行っていくうえで、必要不可欠な基金ではない。</p> <p>また、平成27年度以降の交付税の段階的減縮及び扶助費の増加などに備えた取り崩しの抑制については、平成21年度以降、主要4基金が全く取り崩しを行うことなく、一般財源の範囲で地方財政が賄ってきたこと、交付税の減縮の点については本来的な財政需要額にあわせるものであることに照らすと、退職手当基金について取り崩しを抑制的に行う合理性はそれほど高くないのではないかと考える。</p> <p>さらに、退職手当基金は、平成18年度以降の9年間に毎年平均約71名程度見込まれる退職者への対策として設置された基金であるが、平成22年度以降は全く基金を取り崩すことなく賄えていることからすれば、今後、退職者が急増する事情の有無や扶助費の増加の程度に照らし、かかる基金の存在意義を再検討してもよいのではないかと考える。</p> <p>もともと、地方自治法により、特定の目的のために設置された基金は、その目的のためでなければ処分ができないとされていることから、退職手当基金を他の目的のために取り崩すことは、条例改正では対応できない。</p> <p>したがって、退職金の支払は、一般財源からではなく、一定程度、退職手当基金取り崩しにより行い、それにより生じた一般財源の剰余金を他に支出する、あるいは市民に還元するなどを検討してもよいと考える。</p>	意見	<p>平成26年度決算については、退職手当基金について53,044,000円の取り崩しを行い、退職金の一部に充当しました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
131	総合政策部	財政課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>21. 久留米市振興基金</p> <p>4 意見</p> <p>合併特例債による基金設置は、本来は認めていない地方債を財源とする基金の設置を例外的に認めるものであり、いわば、市町村合併による恩恵的基金の設置を認めることで、市町村合併を促進させる効果を狙ったものである。</p> <p>久留米市においても、久留米市振興基金を設置するにあたり、その財産的規模については、新市建設計画事業を進める上での財政需要から導き出した金額というよりは、基金設置上限全額を基金額にしたというものである。</p> <p>もともと、取り崩しを予定しない果実運用型の基金であったとのこと及び国の通知により取り崩しが認められたが条例上処分に関する条項が定められていないことから現状では取り崩しができないと理解されていることから、全く取り崩されることなく、年間約4千万円の利子収入が各振興事業に充当されてきたのみである。</p> <p>本来、合併特例法第11条の2第1項第3号が、合併特例債をもって設置を認めた基金の目的は、合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のため、地域住民の連帯強化、地域振興等のためであるはずである。しかし、運用状況は上述のとおりであり、久留米市が策定した10ヵ年計画の新市建設計画を推進する事業のために有意義に利用されているとはいえない状況にある。</p> <p>したがって、担当課が課題としてあげるとおり、今後、どのように運用、処分していくかを見直さなければならない。</p> <p>まず、条例上、処分の条項がないことから現状では取り崩しができないと理解されている点であるが、基金の設置根拠である地方自治法第241条第3項が、「当該目的のためであればこれを処分することができない」と規定している、すなわち、「当該目的のためであれば処分することを許容している」こと、及び、条例には処分に関する規定はないが、「処分を禁止する」条項もないこと、から、現状でも、取り崩すことは、法令に反せず可能なはずであると考える。仮に、解釈上、疑義があるのであれば、早急に、条例改正によって処分条項を設けるべきであると考える。</p> <p>そして、この振興基金の目的は、地域振興のための都市機能のハード面とソフト面の整備を想定した広いものであり、都市建設基金が目的とする都市計画事業も含むものといえる。</p>	意見	<p>平成27年3月の条例改正により、当該基金の取り崩しの規定(久留米市振興基金条例第5条)を設け、市民の連携の強化及び一体感の醸成を図り、本市の振興に資するためのソフト事業に充てることとしました。この規定を踏まえ、平成27年度においては当該基金について999,588,000円を取り崩し、事業充当する予算編成を行いました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
			<p>したがって、都市建設基金が目的とする都市計画事業に対して積極的に拠出することや、両者を統合すること、あるいは、ハード面以外でも、新市建設計画が掲げる施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などのソフト面の整備のための事業に対して積極的に拠出することを検討してよいのではないかと考える。</p> <p>そして、当該基金の拠出により一般会計に余剰ができれば、それを他の財源とする、あるいは、市民に還元するなどを検討してよいのではないかと考える。</p> <p>取り崩しに関しては、地方債を財源とする場合の制限として、地方財政法第5条があり、同条により、地方債は、道路、公共施設の建設・整備等のハード面に対してしか財源としてはならないとされているが、地方財政法の特別法として制定された合併特例法に基づき設置された基金は、同法第11条の2が、「地方財政法(略)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる」と規定しているとおり、当該基金の目的に従う限り、ソフト面に拠出することも認められるはずである。</p>		

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
142	都市建設部	交通政策課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>23. 久留米市営駐車場整備基金</p> <p>5 結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成21年度に906千円の指定管理者からの納付金の積立てに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった(平成24年度の指定管理者からの納付金の積立に係る振替決定書も同様)。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。(久留米市文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきである。</p>	指摘	<p>市営駐車場整備基金に積み立て等を行う際には、このような事態が生じないように関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。</p>
159	総合政策部	総合政策課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>27. 久留米市地域振興基金</p> <p>5 意見</p> <p>地域振興基金は、旧久留米市と旧町地域の事業レベルを統一する用途や地域振興を目的として取崩、支出を行ってきた。合併から10年が経過する平成27年3月31日で地域振興基金条例が失効し、地域振興基金事業も終了することとなるが、監査実施時点においては、今後の取り扱いが決まっていない事業がある。全市的な観点から継続実施の可否を検討するとともに、継続して実施する必要がある事業についても事業内容等の見直しを行う必要があると思われる。</p>	意見	<p>地域振興基金は、地域振興基金条例が平成27年3月31日で失効したため、平成26年度末をもって終了しました。</p> <p>なお、地域振興基金については、充当残額も含めて全額を年度末に取り崩し、一般財源に繰り入れました。</p> <p>よって、地域振興基金事業は、基本的には平成26年度で終了しますが、一部事業については全市的な観点から実施が必要な事業が否かを整理し、実施が必要な事業は事業内容を再整理した上で、平成27年度以降も継続して行うこととしました。</p>
199	総務部	総務課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>30. ふるさと久留米応援基金</p> <p>6 結果</p> <p>ふるさとくまもと応援寄付の平成25年度の寄附額は10,648千円であったのに対し、記念品のための支出額は3,882千円であった。さらに、ふるさとくまもと応援寄付のために、パンフレットの作成費用等の委託費499千円等や主に当該事業の業務を行っている任期付非常勤職員の人件費1,747千円(市負担の社会保険料を除く)が生じている状況にある。</p> <p>平成25年度で試算すると、寄附金事業の損益分岐点は、4,686千円(記念品購入費用を除く経費合計÷0.5)と考えられ、各年度損益分岐点を上回ってはいるが、ふるさとくまもとのPRを行いつつ寄附金による財源確保のためには、さらなる寄附金の増大をはかることが可能な施策を検討する必要があると考えられる。</p>	意見	<p>ふるさとくまもと応援寄付につきましては、現行制度の課題等も踏まえて検討を行い、平成27年4月1日より大幅にリニューアルを行いました。具体的な内容としては、寄付者の獲得や久留米の魅力発信のために記念品数や内容の充実を行うとともに、記念品を自由に組み合わせることができるポイント制の導入、クレジット決済方法の変更による大幅な時間短縮など、お申込をいただく際の利便性の向上を図りました。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
202	都市建設部	防災対策課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>31. 久留米市消防基金</p> <p>5 結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>平成21年度に89,396千円の取崩しが行われているが、当該取崩しに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い(金銭会計規則第9条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない(久留米市文書規程第31条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保管すべき書類を厳正に取り扱うべきである。</p>	指摘	<p>久留米市消防基金の取り崩し等を行う際には、このような事態が生じないよう関係規則等に即した適正な事務処理を確認し、当該事務により生じる文書について、適正な保存をするよう改善を行いました。</p>
206	総合政策部	財政課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>32. 久留米市地域・生活振興基金</p> <p>5 結果</p> <p>(2) 意見</p> <p>当該基金が充当される事業は、条例上、「市民生活の向上を図る行政サービスの充実に資する事業」及び「地方公営企業の振興に資する事業」となっているが、当該基金を充当して実施する事業計画を現時点では有しておらず、またどのような事業に充当していくかについても具体性はない。担当課によると、将来の財源不足に備えたいとの意図があり、様々な事業に充当できるよう基金の目的を広く設定しているとのことであった。充当事業を特定しない年度間の財源調整(財源不足への対応)のための基金としては財政調整基金があり、当該基金の現状を踏まえると、財政調整基金に限りなく近い基金という印象を受ける。特定目的基金である以上、充当事業を明確にすることが必要であり、事業の具体性のない特定目的基金をみだりに設置することは避けるべきであった。今後は、財政調整的な性格を有する基金としての運用を行う予定であるならば財政調整基金との統合を検討する、もしくは、特定目的基金として設置した本来の趣旨に則り、基金の設置目的に合致する事業計画を作成し、当該基金を計画的かつ有効に活用していくことが望まれる。</p>	意見	<p>平成27年3月補正予算において、基金の設置目的に則り、3億円を取り崩し、活用を行いました。今後も基金の設置目的に沿った事業への活用を検討してまいります。</p>

平成26年度 包括外部監査結果報告書に対する措置状況

基金の管理と運用について

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容
187	上下水道部	給排水設備課	<p>第7章 各基金の現状(詳細)について</p> <p>28. 久留米市特定地域浄化槽整備推進基金</p> <p>7 意見</p> <p>久留米市特定地域浄化槽整備推進基金の平成26年5月30日残高が15,061,949円であるのに対し、今年度の市債の償還は約20,000,000円の予定である。これにより今年度に基金残高がなくなるため、基金を廃止する方針となっている。これを確認できる文書として、平成27年3月議会に提出する予定の議案の件名が「久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例を廃止する条例」である事を、久留米市上下水道部が久留米市総務部(文書法制担当)へ回答する部長決裁の写しの提出を受けた。</p> <p>よって、次年度に基金残高がなくなり、久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例が廃止される事を確認する必要があると考える。</p>	意見	<p>久留米市特定地域浄化槽整備推進基金は、平成26年度に基金残高15,073,708円の全額を取り崩し、市債の償還に充てました。これによって基金残高はなくなり、平成27年4月1日をもって久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例は廃止されました。</p>